

令和 9 年就業構造基本調査の調査票様式、 調査事項 及び 集計事項の検討

- I 令和 9 年就業構造基本調査の調査票様式
- II 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

総務省統計局労働力人口統計室
令和 8 年 2 月 9 日

I 令和9年就業構造基本調査の調査票様式

1 調査票様式変更の検討経緯

令和4年就業構造基本調査における調査票は、A3判サイズ（二つ折り）の帳票で実施。その際、地方公共団体や一部調査世帯から、調査票の文字の見にくさについてご意見があった。

また、令和4年調査の諮問時に統計委員会委員からも、調査票の圧迫感、文字の読みにくさについての指摘があった。

次回、令和9年調査に向け、調査票の記入のしやすさや解説の読みやすさ、調査票デザインの観点から、従来のA3判サイズの調査票を、A3判二つ折り（2枚重ね）の冊子型に変更した場合の影響について、世帯へのアンケート実施や、地方公共団体からの意見を聴取した。

2 世帯へのアンケート

◎実施時期：令和7年2月 ◎回答数：1,410人

◎実施方法：調査対象者にA3判サイズ二つ折り（A3判）の従来の調査票及び冊子調査票（冊子型）のテスト品を送付し、「二つの調査票の見た目に関するアンケート」に回答いただく方法

◎アンケート結果：

■調査票の答えやすさについて

	A3判 調査票 (従来品)	冊子型 調査票
第一印象 回答が大変なのは	48.4%	51.6%
第一印象 見やすいのはどちらか	32.4%	67.6%
最終判断 どちらで答えたいか	37.4%	62.6%



- ・アンケート結果によると、第一印象で、回答が大変と思う割合はA3判、冊子型でほとんど差がない。
- ・第一印象で、見やすいのは冊子型が67.6%となり、A3判の回答割合を大きく上回る。
- ・最終判断として冊子型で回答したいと思う割合は62.6%

■それぞれの調査票に対する意見 → 一長一短あり

A3判 調査票（従来品）への意見	
（肯定意見）	（否定意見）
ページをめくる手間がない	文字が小さく見づらい
全体の流れや順序が分かりやすい	用紙が大きく記入する際スペースを取る
心理的負担が少ない	情報量が多く時間がかかりそう

冊子型 調査票への意見	
（肯定意見）	（否定意見）
文字が大きく見やすい	ページをめくる作業が面倒
コンパクトで扱いやすい	全体の質問数が把握しにくい
全体的に見やすいため負担感がない	ページ数が多く、質問が多く感じる

I 令和9年就業構造基本調査の調査票様式

3 都道府県・市区町村への冊子型調査票についてヒアリング

■ 冊子型調査票に対する意見 → 一長一短あり

肯定意見	否定意見
調査票様式に関する苦情は減るのではないか	審査の際、前項目との矛盾を確認するためページ移動が発生
冊子型でも8ページくらいであれば、審査不可ということはない	様式変更に伴い、独自で作成している審査等マニュアルの作り直しが発生
審査する際の「見やすさ」の観点では冊子型がよい	左端が留められていないと世帯内での入り繰りが発生。記入のあるページだけ提出してくる恐れ
次の回答項目への誘導がA3判よりは分かりやすく、一つ一つの項目が答えやすい	一長一短でA3判も冊子型も大差ない。決め手に欠けるのなら元のままいくべき
国勢調査では多くの書類を持参するので、就業構造基本調査が冊子型となっても対応可	ページ増により回答者が感じる圧迫感が増す

4 令和9年就業構造基本調査の調査票様式

- 前回調査の世帯等の意見、諮問時の指摘及び地方公共団体へのヒアリング結果を総合的に判断し、令和9年就業構造基本調査の調査票様式は、冊子型調査票（A3判二つ折り2枚重ね）で実施する。
- 併せて、A3判、冊子型双方のデメリットを一定程度解消できるインターネット回答への効果的な誘導について、今後更に検討を行う。

Ⅱ 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

1 就業構造基本調査におけるフリーランスの把握

- 「諮問第156号の答申 就業構造基本調査の変更について」（令和4年に実施する調査に係る変更）の「3 今後の課題」

(1) フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施

フリーランスについては様々な定義が見られ、今回準拠する公的な定義についても、今後変更されていく可能性がある。ついては、

①フリーランスの定義の変化について、今後も注視し、本調査において的確な集計が継続的に行われるよう対応すること。

また、②今回、調査事項として具体化されていないスキル等の活用について、調査事項を設けることの可能性を引き続き検討すること。

(2) 略

【対応案】

- 令和4年就業構造基本調査におけるフリーランスの定義として準拠している「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」では、「自身の経験や知識、スキルを活用して」をフリーランスの定義の要件としているものの、スキル等の具体的な内容の提示はない。
- 上記ガイドラインにおける定義に沿って実施された「フリーランス実態調査」の結果と、令和4年就業構造基本調査の結果を比較すると、フリーランスの数は近似しており、就業構造基本調査においてもガイドラインの定義どおりにフリーランスを把握できているものと判断。

	令和4年就業 構造基本調査	フリーランス実態 調査(令和2年)
本業がフリーランス	209万人	214万人

- フリーランスの集計に当たり、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の定義に令和9年調査も準拠する。

1 就業構造基本調査におけるフリーランスの把握（つづき）

- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日策定）

【フリーランスの定義】

実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者

一方で、フリーランスに関する法律等の整備も進んでいる。

- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）（令和6年11月1日施行）

【特定受託事業者の定義】

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

- 集計の見直しイメージ

（背景）

フリーランスに関する
法律等の整備



（集計事項の基本的な考え方）

上記、フリーランスに関するガイドライン及びフリーランス・事業者間取引適正化法によるフリーランスの定義が異なることから、各定義におけるフリーランスを把握できるように、「（役員・職員が他にいない）会社などの役員」及び「（雇人がいない）自営業主」について実店舗の有無別に集計

Ⅱ 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

2 次回就業構造基本調査における削除候補項目の対応

(1) 雇用契約の更新回数【別添2 令和4年調査票A1の4】 →削除

A1の4 この仕事で雇用契約を 更新したことがありますか	ない <input type="radio"/>	ある <input checked="" type="radio"/>	更新 回数	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/>	<input type="button" value="戻る"/>
------------------------------------	-----------------------------	--	----------	--	-----------------------------------

【対応案】 削除による支障、影響が少ないことから削除

(2) 希望する仕事の雇用形態【別添2 令和4年調査票A12の4、B4】 →存続

A12の4 どのようなかたちで 仕事をしたいですか (おもなもの一つにマーク)	正規の職員・従業員 <input type="radio"/>	パート・アルバイト <input type="radio"/>	労働者派遣 事業所の 派遣社員 <input type="radio"/>	契約社員 <input type="radio"/>	自分で事業を 起こしたい <input type="radio"/>	家業を継ぎたい <input type="radio"/>	内職 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>
--	------------------------------------	------------------------------------	--	-------------------------------	--	----------------------------------	-----------------------------	------------------------------

B4 どのようなかたちで 仕事をしたいですか (おもなもの一つにマーク) ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは 労働者派遣法に基づく人をいいます	正規の職員・従業員 <input type="radio"/>	パート・アルバイト <input type="radio"/>	労働者派遣 事業所の 派遣社員 <input type="radio"/>	契約社員 <input type="radio"/>	自分で事業を 起こしたい <input type="radio"/>	家業を継ぎたい <input type="radio"/>	内職 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>
--	------------------------------------	------------------------------------	--	-------------------------------	--	----------------------------------	-----------------------------	------------------------------

【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

- 希望する仕事の形態については、今把握しないといけないのは、希望することができるかどうかという側面。何を希望していて何ができているのかということには差があって、その差が大きい小さいかが社会構成に大きな影響を及ぼす。
- 希望と現実の移動の乖離がかなり大きくて、何らかの理由でその希望が実現できていない状況がある。ここがなくなってしまうと雇用形態に対する政策について、重要なインフォメーションが欠けてしまうことにならないか。
- 結果利用の頻度、スペース等考えると取舍選択をしないとけない。希望との乖離について、いわゆる不本意非正規は政策的に非常に重要な指針になっている。それに比べると、実際に社会的な利用や認知に比べるとどうかという問題もある。

【回答（対応案）】

- ・上記御意見のとおり社会的に重要な指標となりうることを踏まえ再検討。
- ・令和4年調査結果公表後、令和5年8月～令和7年11月において調査票情報を二次利用して「希望する雇用形態」の調査事項を具体的に活用した研究は9件（33件中）。

※調査票情報の提供状況については、マイクロデータ利用ポータルサイト（<https://www.e-stat.go.jp/microdata/>）で公開

・地方公共団体の施策ニーズ、重要な指標となりうる旨の御意見、研究利用（二次利用）の状況を踏まえ、当該項目は存続させる。

Ⅱ 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

2 次回就業構造基本調査における削除候補項目の対応（つづき）

(3) 前職の期間【別添2 令和4年調査票C2】 → 存続

C2 前の仕事はどれくらい続けていたのですか	<input type="radio"/> 1か月未満	<input checked="" type="radio"/> 1か月以上	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> か月
------------------------	-----------------------------	--	--

【対応案】 他の調査事項から分析することが難しいため存続

(4) 初職について【別添2 令和4年調査票D1、D2、D3】 → 存続

D 初職について D1 最初についた仕事は現在の仕事又は前の仕事と別ですか <small>・通学のかたわらにしたりアルバイトなどはここでいう「最初の仕事」とはしません</small>	はい 現在の仕事とも前の仕事とも別 <input type="radio"/>	いいえ
D2 「最初の仕事」にはいつついたのですか <small>・元号又は西暦に「年」の上 平成4年(1992年)以後の方は年及び月をそれ以外の方は年のみ記入してください</small>	大正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 <input type="radio"/> 西暦 <input type="radio"/>	現在の仕事「最初の仕事」 前の仕事「最初の仕事」 まだ「最初の仕事」についていない (E欄へ)
D3 「最初の仕事」の勤め先が自営か別・勤め先における呼称 <small>・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく人をいいます ・上記以外の派遣されていた人(パートの派遣社員など)は派遣元の事業所における呼称について 記入してください</small>	雇われていた人のうち 正社員の従業員 パート アルバイト 労働者派遣 派遣社員 契約社員 嘱託 その他	会社などの役員 自営業主 雇人がいる 雇人がいない 自家営業の手伝い 内職 (E欄へ)

【(前回)雇用失業統計研究会の御意見等】

- 初職に関しては、特に教育社会学での利用の程度が多い項目。色々な分野の方々が、どのような形で利用しているのか、確認できる機会があればよい。
- 個人レベルで初職が把握できるというところが、履歴効果を考えるときの大きなポイントになっていて、集計データでは代替できない価値のある情報。
- 若年雇用対策、氷河期世代対策の部局が残してほしいと考えているのは、初職のところ。
- 新卒市場の重要性から、平成19年に若者雇用問題を政策的にやらなければいけないということで、緊急性の強かった項目であった。今これを把握し続ける意義ももちろんあるが、これがないと全くできないというわけでもない。
- 初職は若干あった方がいいと思う一方で、ある程度の部分は代替できる。ここは微妙、難しいところと悩む次第。

【回答(対応案)】

・令和4年調査結果公表後、令和5年8月～令和7年11月において調査票情報を二次利用して「初職」の調査事項を具体的に活用した研究は9件(33件中)。

※調査票情報の提供状況については、マイクロデータ利用ポータルサイト (<https://www.e-stat.go.jp/microdata/>) で公開

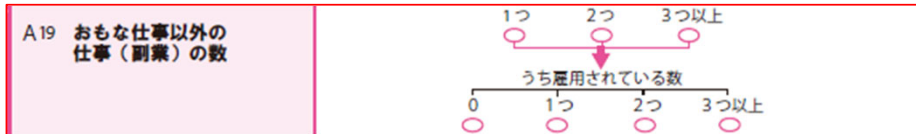
・前回研究会後、改めて利活用状況を照会したところ、青少年の初職の実態を基幹統計によって経年で把握することは、若年者雇用対策を行っていく上での根幹であり、基幹統計のうち「初職」に関する設問を設けているのは就業構造基本調査のみであり、「初職」に関するデータは他の調査では入手不可の旨、また、「初職」を活用した施策の検討の可能性についても提示された。

・府省の施策二一ズ、他では代替できない価値ある情報との御意見、研究利用(二次利用)の状況を踏まえ、当該項目は存続させる。

Ⅱ 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

3 次回就業構造基本調査における追加要望のあった調査項目の対応

(1) 副業の個数【別添1 令和9年調査票（案）A19】 →新規追加



【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

- 「副業の個数」の意味がわからない。いくつか業務を受託している場合には、その受託契約数のことか、「～業」としてやっている種類のことか。
- 「副業の個数」について、実査時にかなりの問い合わせが来る可能性。また回答者の考えでかなり誤差の多い調査になってしまわないか。

【回答（対応案）】

- ・雇用者の場合は、雇用されている事業所が複数ある場合を副業として捉える。
- ・自営業主（フリーランスを含む）が、自宅を事業所として事業を営んでいる場合、受託契約数ではなく、仕事の内容の類似性などにより判断する。

※副業の個数について、「日本標準職業分類一般原則」の定義に準拠。https://www.soumu.go.jp/main_content/000394427.pdf

「日本標準職業分類一般原則」の「第2項 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則」に以下のとおり記載

職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである。（中略）
また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。
この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。

- (1) 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能
- (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- (3) 生産される財・サービスの種類
- (4) 使用する道具、機械器具又は設備の種類
- (5) 仕事に従事する場所及び環境
- (6) 仕事に必要なとされる資格又は免許の種類

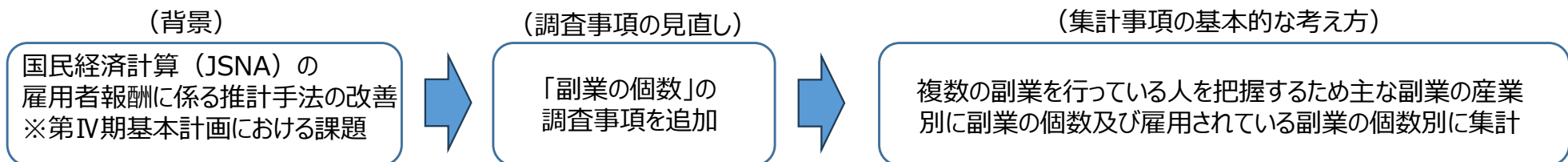
3 次回就業構造基本調査における追加要望のあった調査項目の対応（つづき）

（1）副業の個数【別添1 令和9年調査票（案）A19】（つづき）

【副業の個数を調査する意義】

「副業の個数」は、国民経済計算（JSNA）の雇用者報酬及び雇用者数の副業者に関する推計精度を向上させるための新規追加項目である。本件、第IV期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）において、雇用者報酬に係る推計手法の改善が求められており、統計委員会国民経済計算体系的整備部会において副業の把握にかかる課題が指摘されていることも踏まえ、新規追加することとする。

●集計の見直しイメージ



Ⅱ 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

3 次回就業構造基本調査における追加要望のあった調査項目の対応（つづき）

(2) 国籍の把握【別添1 令和9年調査票（案）2】 →精度確保の観点から調査方法・公表内容について検討中



【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

○国籍はどのレベルで落とすか、具体的に国名を合わせていくのか。

○国籍を入れると回答率が低くなるのではないか。国籍のみ不詳の場合、どう扱うにすべきなのか、対処法も考慮した方が良い。

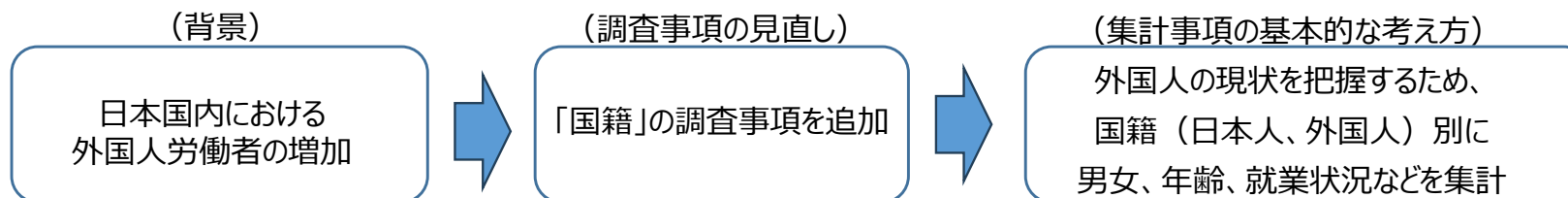
【回答（対応案）】

- ・国籍の表章は「日本国籍」か「外国籍」のレベルでの表章を想定。集計事項については今後検討。
- ・国籍不詳の表章の仕方については、国勢調査に準拠することを想定。
- ・就業構造基本調査は標本調査であるため国籍を把握する場合、外国人を偏りなく抽出・推計するための標本設計の見直しを検証した上で、追加可否を検討する。

【国籍を調査する意義】

昨今の国内における外国人労働者数の増加に伴い、国籍別の就業状況を把握することは重要課題。

●集計の見直しイメージ



3 次回就業構造基本調査における追加要望のあった調査項目の対応（つづき）

（2）国籍の把握【別添1 令和9年調査票（案）2】（つづき）

【国籍の把握に係る課題】

○外国人世帯の抽出に係る課題

国勢調査結果から外国人世帯の分布状況を検証した結果、大都市圏では分布状況のばらつきは小さく、外国人世帯の抽出に問題はないと思われる。一方、地方都市においては分布状況のばらつきが大きく、十分な外国人世帯が抽出されない可能性があり、工夫が必要。

【対応案】

外国人世帯を安定して把握する方法として、以下の措置を講ずる方向で検討

- ・層化2段階抽出の第1次抽出（調査区の抽出）として、調査区の層別基準に「外国人世帯がゼロでない調査区」を追加。
- ・層化2段階抽出の第2次抽出（調査区内の住戸の抽出）として、住民基本台帳等の行政情報から日本人、外国人世帯別に層化。
- ・日本人、外国人のそれぞれのベンチマークによる比推定。

○外国人世帯の実地調査に係る課題

外国人世帯の実地調査において、言葉の問題から調査員による調査票の配布等が困難である可能性。また、回答内容の正確性の懸念。

【対応案】

- ・社員寮等に居住する外国人は雇用されている会社に直接協力依頼を行うなど、確実に回答が得られるような対応を行う。
- ・外国人世帯向けの調査用品を充実させ、オンライン回答に効果的に誘導出来るよう措置する。

Ⅱ 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

3 次回就業構造基本調査における追加要望のあった調査項目の対応（つづき）

(3) 管理職について役職別（役員級、部長級、課長級、係長級）の把握 →追加しない

【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

- 賃金センサスでは十分に職位を把握できていない。中間的なポストが「その他の役職」に分類され、うまく把握できていない。
- 就業構造基本調査で、自分は管理職だと思っているかどうか、という調査項目を入れるのは意味がある。賃金センサスを使っていろいろな事情を積み上げてから就業構造基本調査を改良するという手順が適当。
- 役員級、部長級、課長級等々ぜひ積極的に入れるべきところまでのご意見ではないというふう理解。今後、他の調査との関係性や就業構造基本調査の本来の目的とのすり合わせということを含めて、引き続き検討課題とする。

【対応案】

- ・どの調査でどれほどの頻度で把握していくべきかは基幹統計全体で精査する必要があり、まずは賃金構造基本統計調査において見直しを検討すべき事項と思料。従って次回調査においては、管理職について役職別（役員級、部長級、課長級、係長級）の把握は行わない。

(4) 本業、副業、前職についての調査事項「事業の内容」「本人の仕事の内容」を、記入形式から選択式への変更 →変更しない

(5) 本業の仕事の職種について、選択式の項目の追加 →追加しない

【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

- 選択式にすることで、かえって書きにくくなる面もある。選択式にすれば不詳がなくなるということでもない。

【対応案】

- ・就業構造基本調査は、就業の状況を詳細に把握する意義があり、産業・職業分類については、小分類まで対応することとしており、その産業・職業小分類は、記入内容から個別に判断・格付することとしているため、選択式への変更はしない。
- ・本業の職業は、回答内容から職業小分類まで格付され、希望する職種の選択肢（職業大分類）と比較可能となっている状況。

Ⅱ 第23回（前回）雇用失業統計研究会の御意見等を踏まえた対応

3 次回就業構造基本調査における追加要望のあった調査項目の対応（つづき）

(6) 地方就職（UIJターン）の希望の把握 →追加しない

【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

○非常に重要なテーマで、よりの確に把握できるような形になれば良い。今のところは、調査事項としてどのように落とし込むか考える必要がある。

【回答（対応案）】

- ・希望ではなく実態を把握することが重要と考え、転居前の地域分類をブロック別から県別へ細分化するなど、表章の仕方を工夫することを検討。
- ・就業構造基本調査としてUIJターン把握の必要性や把握可能性について、調査事項として落とし込むことが出来るかも含め、将来の調査に向け引き続き検討。

(7) 無業者についてテレワークによる就労の希望の把握 →追加しない

【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

なし

【対応案】

- ・「通信利用動向調査」（総務省）でテレワークの希望、テレワークを実施していない理由を調査している。
- ・希望する仕事の種類と非求職理由のクロス結果から、需要があると思われる属性をある程度把握できると思われる。

4 スポットワークなど新しい働き方についての検討

【（前回）雇用失業統計研究会の御意見等】

- スポットワークは世帯調査としては把握してほしい。スポットワーカーが副業なのか、専業なのかわからない。そこは意識的に拾ってほしい。かつて日雇い労働者をどうやって把握していたか、その定義も参考となる。
- 就業構造基本調査が普段の状況を把握する統計であって、アクチュアルな統計ではないというところをはっきりと被調査者に理解してもらうところが第一。一年スポットワークをやっているという人がどれだけいるかが次の課題。1か月未満の雇用契約をより細分化して1日の雇用契約として特出しするかどうかを検討すれば十分。
- 1か月未満よりも、もっと短い項目を一つ立てるだけでもだいぶ違う。非常に短いものを一つ増やしてみるというのは、やりやすい改善方法。
- スポットワークがメインか副業かも含めて取ろうとするとA項目全体を大きく揺るがす大問題になりうる。スポットワーク以外の人たちが混乱することも避ける必要。
- 調査で調べるにはかなり工夫が必要。フレキシブルなところでやってみるか、ほかのデータ調査を参考とする形がいいか。今は時期尚早。

【回答（対応案）】

- ・スポットワークの雇用契約期間について、選択肢「1日」を増やした場合でも、回答者がどのように認識しているかにより回答がぶれる可能性。
- ・調査票A1の4「雇用契約期間」（別添1 令和9年調査票（案））の「1か月未満」を細分化することについては、スポットワークを調査事項として把握することとセットで検討することとし、次回調査での細分化は行わない。
- ・「諮問第156号の答申 就業構造基本調査の変更について」（令和4年に実施する調査に係る変更）の「1(2)イ(イ) a ii」（フリーランスの定義）において以下の記載あり。

「本調査により作成する統計が、公的統計の中核である「基幹統計」として位置付けられていることを踏まえ、公的な定義に沿った集計を行うことが必要と考えられる」

従ってスポットワークの定義の状況や周辺情報を引き続き把握し、次回以降の把握可能性を検証することとし、次回調査での把握は行わない。ただし、現行の調査事項でスポットワークやギグワークを行う者が記入に迷わないよう、「記入のしかた」等で適切な説明を行う。

【参考】令和9年就業構造基本調査の想定工程表

令和7年(2025年)			令和8年(2026年)				令和9年(2027年)				令和10年(2028年)		
4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月

調査計画の検討

雇用失業統計研究会 における検討

◎検討内容
社会経済情勢及び雇用失業情勢の変化に応じた改善・充実

- ・ 第23回研究会 (10/6)
- ・ 第24回研究会 (2/9)
- ・ 第25回研究会 (3月)

関係府省・地方公共団体のニーズ把握、
地方公共団体との調査方法等の調整

統計委員会への諮問

部会審議

統計委員会からの答申

実査準備

調査日

10/1

審査・集計

結果公表